

～ 中小企業に朗報！ 機械の固定資産税半減措置開始～

アベノミクスの政策(いわゆる『三本の矢』)の一つに、産業の発展と経済の活性化(強い経済)があります。政権発足以来、税制面でもその方針を実現してきました。そして、今年度から『**機械の固定資産税の3年間半減措置**』がスタートします。

平成28年度の税制改正で決定していた税制ですが、別途『中小企業等経営強化法』(新法)の成立・施行により適用が開始されるため、7月1日付けで適用の運びとなりました。制度利用の注意点と特長をまとめました。

制度適用のフロー

中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)による支援の一環で、策定した計画を認定されることで、その計画による取得資産(機械)の固定資産税について、半減措置等を受けることができます。この法律による認定は、次の手順によります。

手順	項目	内容等
↓	経営力向上計画を策定 (申請書は2枚と簡素)	「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。具体的には、現状認識、目標、取組内容などを記載する実質2枚の様式により策定します。
	認定支援機関などがサポートします。	計画策定に際しては、申請の手引きや本計画の概要を中小企業庁のホームページ(『経営強化法』で検索)に掲載しているほか、認定支援機関として、 古田士会計もその作成を支援 します。作成代行も別途報酬で承ります。ご相談下さい。 (他に、商工会議所・地域金融機関等が認定されています。『経営革新等支援機関』で検索)
↓	担当省庁による認定	事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等に合わせて計画を提出し、認定を受けます。 提出は郵送でも受け付けています。 提出先が事業分野ごとに異なります。 詳細は上記HPでご確認下さい。
↓	固定資産税の 軽減措置 (3年間 1/2に軽減)	・利用対象者:資本金1億円以下の法人、個人事業主など 史上初の固定資産税の減税で、赤字企業にも大きな減税効果が期待。 ・対象設備:160万円以上の機械・設備(新品) ・要件:生産性が年平均1%以上向上する設備 など
	その他の金融支援	・中小企業向け:信用保証協会による信用保証の枠の拡大 など ・中堅企業向け:独行)中小企業基盤整備機構の債務保証 など
↓	今後 他の施策との連動も!	今後、本計画と 補助金等の施策との連動 を進めていきます。補助金申請等で便利なパスポートとして、本制度は注目です。

制度適用における注意点

この制度の適用において、いくつか留意点がありますので、まとめておきます。

計画策定や認定機関への申請は**認定支援機関のサポート**が条件となっていませんが、ぜひご相談下さい。固定資産税軽減については、**事前に「工業会等による証明書」が必要**になります。こちらは、機械メーカーを通じて、取得して下さい。証明書は、**発行に数日～2ヶ月程度**かかります。工業会等にご確認下さい。

金融支援のご活用を検討している場合は、**事前に関係機関にご相談**下さい。

申請は、**事業分野によって提出先が異なります。**

機械及び装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、**取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要**があります。ただし、法の施行日(7月1日)以降に取得したものでなければなりません。担当省庁の主務大臣より、**申請から30日以内に認定書が交付**されます。

機械の購入後、**年末までに認定が受けられない場合、減税の期間が2年**となります。申請から認定まで最大30日要する可能性がありますので、余裕をもった申請をして下さい。

リースでの設備投資についても、この税制の恩恵を受けることができます。